

市・県民税の申告が必要な人

今年の1月1日現在で市内に居住していた人は、原則として申告しなければなりません。市では、前年の申告内容をもとに、今年申告が必要と思われる人に申告書を送付していますが、申告書が送付されなかった人でも申告が必要な場合があります。下表を参考に申告されるようお願いいたします。

平成29年1月1日現在、高萩市に住んでいた人

平成28年中に収入のあった人

給与所得者

- (1) 給与支払報告書が勤務先から高萩市に提出されていない人
- (2) 2ヶ所以上から給与をもらっている人
- (3) 給与所得者以外に営業等、不動産等の収入があった人（給与以外の所得が20万を超えるときは、確定申告をする必要があります）

給与所得者以外の人

- (1) 平成28年中に、個人年金、営業等、農業、不動産等の収入があった人
- (2) 公的年金収入のある人で、社会保険料控除、医療費控除等を受ける人

平成28年中に収入のなかった人

どなたの扶養にもなっていない人

高萩市国民健康保険に加入している人（申告書の提出がないと保険税の算定や減額等ができませんので、申告書左下の「前年中所得の無かった人」の欄に、必要事項を記入のうえ提出してください。）

次のいずれかに該当する人は申告の必要はありません。ただし、(2)、(3)に該当する人のうち、医療費、社会保険料、雑損、その他控除を受ける場合は申告が必要です。

- (1) 所得税の確定申告書を提出した人、または提出予定の人
- (2) 1ヶ所からの給与所得のみで、給与支払報告書が勤務先から高萩市に提出されている人
- (3) 収入が公的年金（国民年金、厚生年金など）のみの人で、所得税がかからない人

代理人が、申告書提出する場合には左記申告書の番号確認に加え、代理人の本人確認及び代理権の確認（同居のご家族の場合は不要）が必要です。

次の書類の提示又は写しの添付（郵送提出を含む）をしてください。

【代理人の本人確認・代理権の確認できる書類】

	代理人の本人確認	代理権の確認
例 1	[次の書類から1点] ・代理人のマイナンバーカード(表面) ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・在留カード など	[次の書類から1点] ・委任状(原本) ・税務代理権限証書 ・健康保険証 など
例 2	[次の書類から2点] ・健康保険証 ・年金手帳 ・身元証明書(顔写真無) ・公共料金の領収書 など	[次の書類から1点] ・委任状(原本) ・税務代理権限証書 ・健康保険証 など

申告に必要なもの

- 1 申告書
(前年の控えがあれば持参してください)
- 2 印鑑
- 3 申告者名義の預金通帳
- 4 社会保険料の支払い金額がわかる領収書など
(国民健康保険税・国民年金保険料については市役所で申告相談する人は不要)
- 5 生命保険、地震保険等の支払い保険料証明書
- 6 医療費控除を申告する人は医療費の領収書
(内訳・合計金額をあらかじめまとめてください)
- 7 源泉徴収票(給与所得や年金所得がある人)
- 8 営業・農業・不動産所得等がある人は「収入内訳書」または「農業所得のお尋ね」
(送付されていない人は、収入金額が分かる帳簿等、必要経費が分かる領収書等)
- 9 住宅ローン控除を申請する人
 - ①登記事項証明書
 - ②売買契約書または請負契約書などの写し
 - ③住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書
 - ④源泉徴収票(給与所得や年金所得がある人)
 - ⑤長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し
 - ⑥住宅用家屋証明書の写し(⑤と⑥については、認定長期優良住宅の住宅ローン控除を申告する人のみ)

※その他、所得により必要となる書類がありますので、ご不明な点は税務課へお問い合わせください。

分離課税の確定申告は、市役所では受付できません

今回から、分離課税のある人の確定申告は、市役所では受付できません。(一部を除く)

下記に記載する所得のある人は、日立税務署が開設する確定申告会場(日立シビックセンターマープルホール)か国税庁ホームページを利用し、確定申告をしてください。

【市役所で受付できない確定申告(分離課税のある確定申告)】

- ・株式等の譲渡所得 など
- ・申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得
- ・土地、建物等の譲渡所得(収用による譲渡を除く)
- ・退職所得
- ・先物取引の雑所得 など
- ・山林所得

申告相談の期間・会場

【期間】 平成29年2月16日(木)から3月15日(水)まで
※土・日は除きます。

ただし、2月19日、26日の日曜日に限り開場

【時間】 午前8時30分から午後4時まで

【会場】 総合福祉センター1階 健診室

※開場時間は、午前8時です。開場時間前にお越しいただいても外でお待ちいただくことになりますのでご注意ください。

※申告期限間近になると会場は大変混雑しますので、余裕をもって早めに申告してください。



さらに便利に使いやすく
国税電子申告・納税システム

ご利用にあたっては国税庁ホームページをご覧ください。
<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

2月16日(木)から3月15日(水)まで 税の申告が始まります

今年も所得税及び市・県民税の申告時期が近づいてきました。

所得税の確定申告は、日立税務署で受け付けていますが、2月16日から3月15日に限り、市役所でも受け付けています(青色申告者・分離課税申告者を除く)。申告が必要な人は、受付日時等を確認し、期日までに申告を済ませましょう。

所得税の確定申告

問合せ 日立税務署 ☎0294-21-6346(自動音声案内)

確定申告が必要な人

販売業・製造業・農業・漁業・サービス業等を営んでいる人や、地代・家賃・不動産売却等の所得がある人で、平成28年中の各所得金額の合計が、社会保険料控除や扶養控除等の所得控除合計額を超える人は、確定申告が必要です。ただし、平成28年分の公的年金等の収入金額の合計金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合を除きます。

また、給与所得者、いわゆる会社員の人で、年末調整で所得税の精算が終わっている人は、申告の必要はありませんが、次の(1)～(3)のいずれかに該当する人は、確定申告が必要です。

- (1) 年収が2千万円を超える人
- (2) 1ヶ所から給与を受けている人で、給与所得以外の所得が20万円を超える人
- (3) 2ヶ所以上から給与を受け取っている人で、年末調整をされなかった給与収入と給与以外の所得の合計額が20万円を超える人

※確定申告が必要でない人でも、次のような場合に申告すると、源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ・住宅をローンで取得した場合
- ・年途中で退職し、その後再就職していない場合
- ・災害や盗難にあった場合
- ・年末調整後に出産などにより扶養親族に異動があったとき
- ・多額の医療費を支払ったとき など

公的年金等受給者に係る 確定申告不要制度について

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるとき

は、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

確定申告の期間・会場

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告を次のとおり行います。

【期間】 平成29年2月16日(木) から 3月15日(水)まで

※土・日は除きます。

ただし、2月19日・26日の日曜日に限り開場

【時間】 午前9時から午後4時まで

【会場】 日立シビックセンター マーブルホール

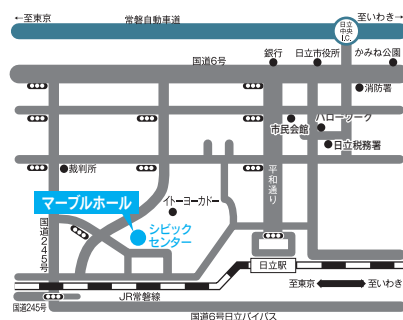
※確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合があります。

※申告書の作成には時間を要しますので、お早めにお越しください。

※申告会場の駐車場は、有料となりますのでご注意ください。

※申告会場設置期間中は、日立税務署庁舎では申告相談を行っておりません。(設置期間以外は、日立税務署での受付になります)

※申告会場では、現金納付の窓口業務は行っておりません。



申告書にはマイナンバー(個人番号)が必要です

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)の導入により、申告には下記が必要になります。お忘れのないようご注意ください。

◆申告書へのマイナンバー(個人番号)の記載

◆番号確認、及び本人確認
ができる書類の提示又は
写しの添付(郵送提出
の場合を含む)



【番号確認・本人確認できる書類】

	番号確認	本人確認
例 1	・マイナンバーカード(裏面)	・マイナンバーカード(表面)
例 2	[次の書類から1点] ・個人番号通知カード(表面) ・住民票の写し(個人番号が記載されたもの)	[次の書類から1点(顔写真付身元証明書)] ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 など
例 3	[次の書類から1点] ・個人番号通知カード(表面) ・住民票の写し(個人番号が記載されたもの)	[次の書類から2点] ・健康保険証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 など

※市役所で所得税の確定申告をする人は、上記の写しが必要です。